

凡例

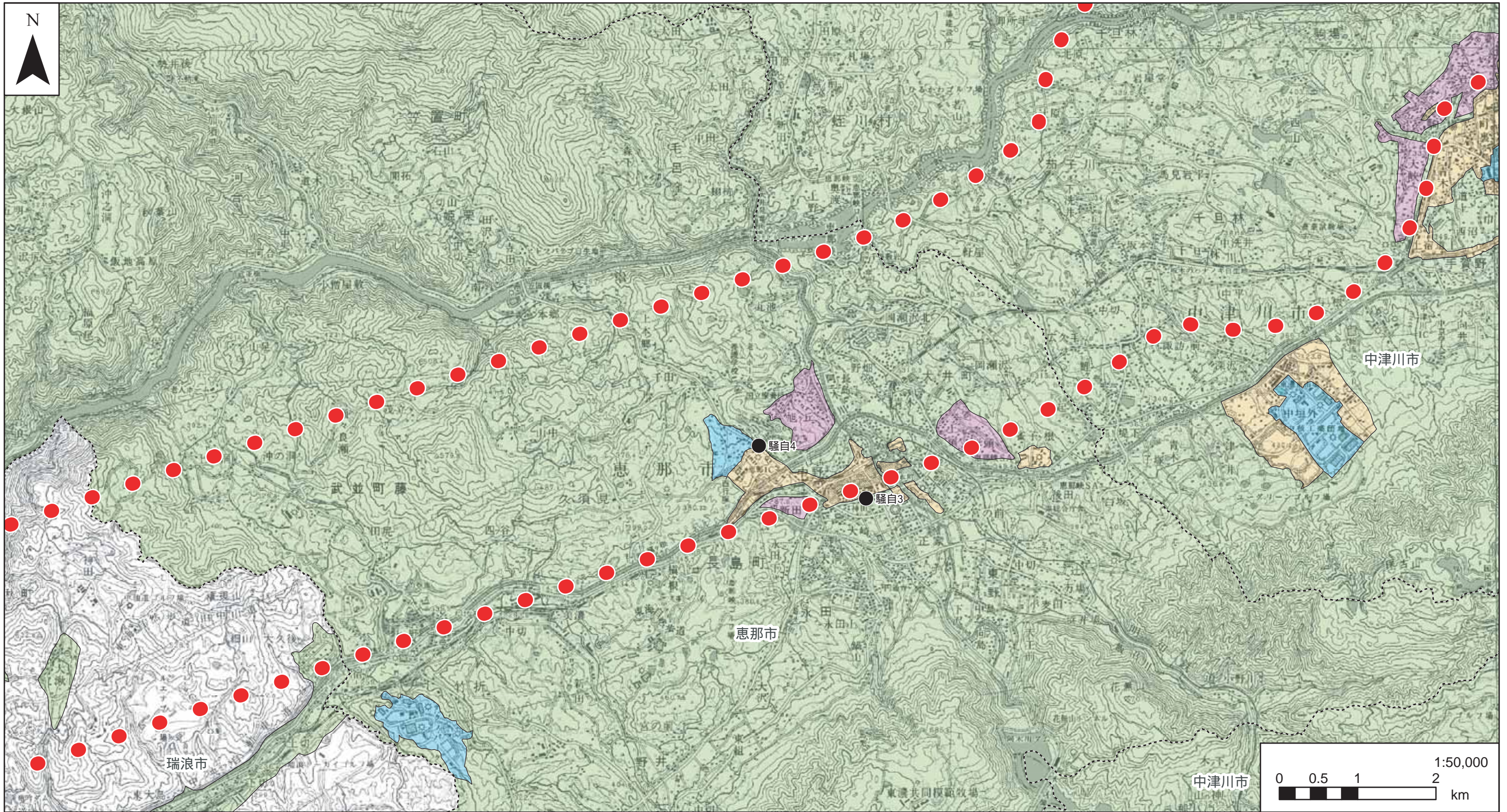
- 対象事業実施区域
- 第一種区域 ● 自動車騒音測定地点(騒自)
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成22年）」（平成22年11月、岐阜県）

図-2(1) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



凡例

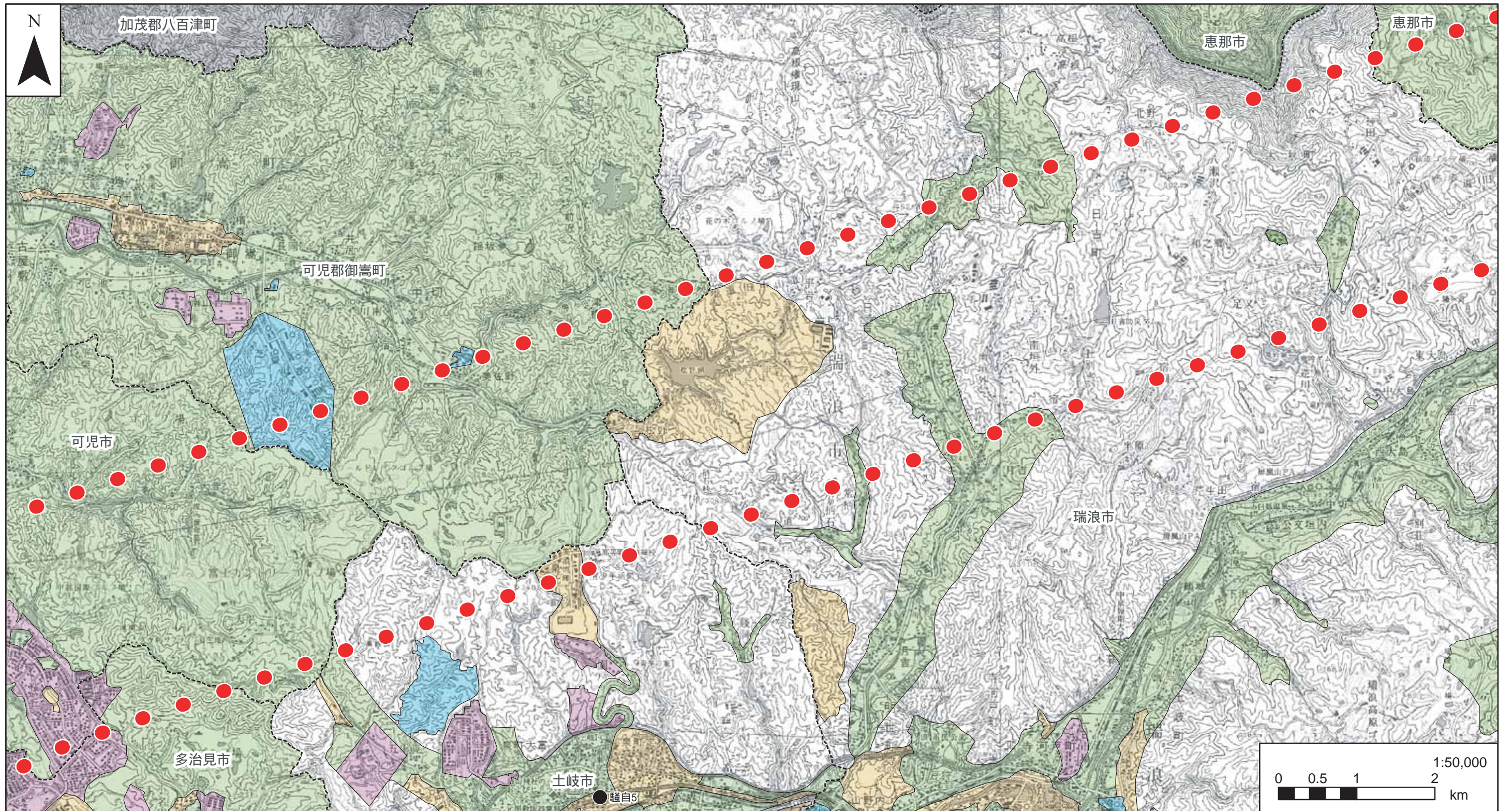
- 対象事業実施区域
- 第一種区域 ● 自動車騒音測定地点(騒自)
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成22年）」（平成22年11月、岐阜県）

図-2(2) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



凡例

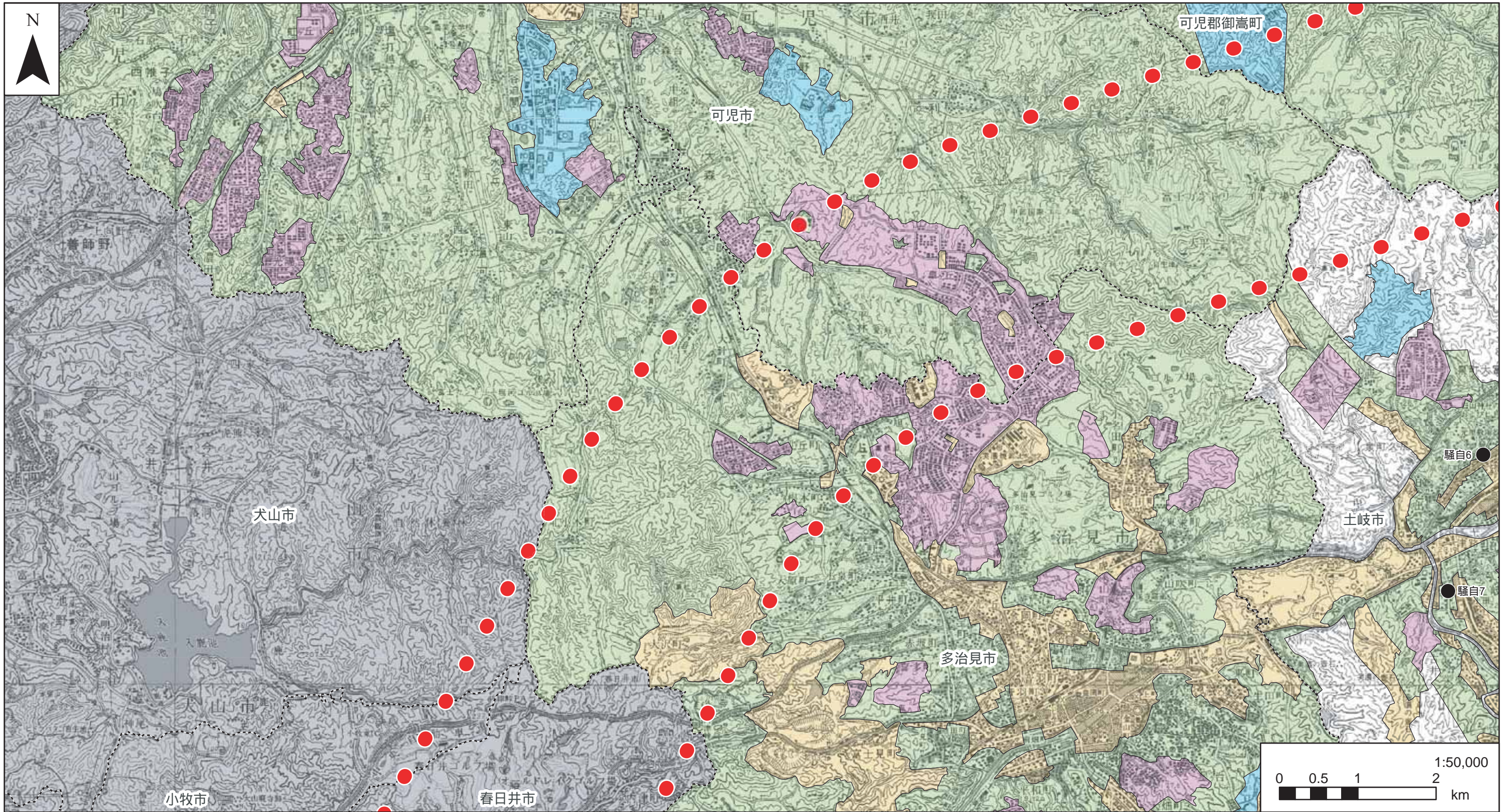
- 対象事業実施区域
- 第一種区域 ● 自動車騒音測定地点(騒自)
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成22年）」（平成22年11月、岐阜県）

図-2(3) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 第一種区域 ● 自動車騒音測定地点(騒自)
 - 第二種区域
 - 第三種区域
 - 第四種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成22年）」（平成22年11月、岐阜県）

図-2(4) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」